

「三木市地域公共交通検討協議会」について

会議の目的・意義

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 91 条の 2 第 2 項に定める協議及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 6 条第 1 項に定める協議を行う法定協議会。

① 道路運送法

地域の実情に応じた適切な乗合運送の態様、交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項などについて協議する。

→議事事項が会議で合意されると、ルートの新設・変更や運賃設定などの国への各種手続が簡略化される等のメリットがある。

② 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

公共交通計画の策定及び変更に関する事項、公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項などについて協議する。

→議事事項が会議で合意されると、国からの支援を受けることができるなどのメリットがある。

※上記は「三木市地域公共交通検討協議会設置要綱」に基づき記載。